平成２３年（再イ）第７号
長野県諏訪市大字四賀2141番地９
再生債務者　柴　　裕行
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月７日から平成23年７月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（再イ）第１３号
山口県宇部市上条１丁目１番26号
再生債務者　豊嶋　憲二
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月30日から平成23年７月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（再イ）第５１号
高知県南国市田村乙2478番地の９
再生債務者　野村　佳久
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月30日から平成23年７月14日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１５号
高知県土佐市積善寺925番地５
再生債務者　中村　　弘
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月30日から平成23年７月14日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第５号
熊本県水俣市築地４番111号
再生債務者　岩崎　安男
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月７日から平成23年７月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（再イ）第３７号
京都府八幡市美濃山千原谷14番地の29
再生債務者　埜仲サイディングこと　埜仲　生男
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月29日から平成23年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第１０６号
京都府京田辺市大住責谷31番地の30
再生債務者　ＨＩＴこと　今西　恵一
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月29日から平成23年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第３号
広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）二葉の里土地区画整理審議会委員について、下記の者が委員となることを承諾したので、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）二葉の里土地区画整理事業施行規程（平成22年７月20日国土交通省告示第768号）第９条第１項の規定に基づき、公告する。
平成 23 年６月８日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人
記
１　宅地の所有者で委員となることを承諾した者
門重マツヨ　広島市東区二葉の里二丁目９番15号

厚生年金基金変更公告

福島県自動車整備厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　福島県福島市吉倉字吉田40番地
２．旧事務所の所在地　福島県福島市吉倉字前田２番地１
３．変更年月日　平成23年６月１日
平成 23 年６月８日
福島県自動車整備厚生年金基金

企業年金基金変更公告

河北新報企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
１．新事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区五橋１丁目２番28号
２．旧事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区一番町１丁目14番35号
３．変更年月日　平成23年６月３日
平成 23 年６月８日　河北新報企業年金基金
理事長　宍戸　　實

企業年金基金変更公告

河北関連企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。
１．新事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区五橋１丁目２番28号
２．旧事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区一番町１丁目14番35号
３．変更年月日　平成23年５月20日
平成 23 年６月８日　河北関連企業年金基金
理事長　田中　　昭

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年６月８日　　茨城県教育委員会
１　失効した免許状
氏名、本籍地　安部　　皓、茨城県
免許状の種類、授与権者、授与年月日
⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、平成23年３月31日
⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、東京都教育委員会、平成23年３月31日
２　失効年月日　平成23年５月18日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年６月８日　　岐阜県教育委員会
１　失効した免許状
氏名　松原ちず子（旧姓子林）
本籍地　岐阜県
生年月日　昭和28年８月４日
失効年月日　平成23年４月１日
免許状の種類、教科及び番号
⑴　小学校教諭二級普通免許状
昭51小二普め第1397号
授与年月日　昭和52年３月31日
授与権者　京都府教育委員会
⑵　中学校教諭一級普通免許状　家庭
昭50中１普第480号
授与年月日　昭和51年３月31日
授与権者　愛知県教育委員会
⑶　高等学校教諭二級普通免許状　家庭
昭50高２普第653号
授与年月日　昭和51年３月31日
授与権者　愛知県教育委員会
⑷　高等学校教諭専修免許状　家庭
平５高専第164号
授与年月日　平成６年３月31日
授与権者　岐阜県教育委員会
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～50歳代の女性
上記の者は、平成23年３月11日発生した東北地方太平洋沖地震を被災し、同日、溺水により死亡したと推定され、岩沼市内において発見されました。身元不明のため、遺体は当市で平成23年４月27日火葬に付し、遺骨を安置しております。お心当たりの方は、当市福祉事務所までご連絡ください。
平成 23 年６月８日
宮城県　　岩沼市長　井口　經明